参考資料２

ユニバーサルデザイン2020
行動計画（案）
参考資料集

1．すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導

○2020年(平成32年)以降順次実施される**学習指導要領改訂**において、道徳をはじめとして音楽、図画工作、美術、体育などの 各教科や特別活動等における**障害のある人への理解を図る「心のバリアフリー」の指導**や**教科書等を充実**させる。また、幼稚園、保育所、認定こども園でも併せて推進する。

○上記の学習指導要領の改訂に先行して、平成29年度中 までに、これらの指導をクロスカリキュラムの中で**自分事として受け止め、活きて働く知識や経験とするため「心のバリアフリーノート（仮）」の作成**を含めた取組の検討を進める。

○教育課程の基準である小・中・高等学校の学習指導要領および幼稚園教育要領は、概ね10年に１度改訂。現在、2020年（平成32年）以降順次実施を目指して、中央教育審議会において改訂に向けた審議が行われているところ。（※幼稚園教育要領については平成30年以降）

○道徳教育については、2018年（平成30年）以降、これまでの「道徳の時間」を新たに「特別の教科　道徳」（道徳科）として位置づけ。検定教科書を使用し、「考え、議論する道徳」に向けて抜本的改善を図る。

○教科書については、原則、４年に１回検定を行う。2020年（平成32年）からの新学習指導要領に対応した教科書の検定（道徳科を含む）は2018年（平成30年）から開始（予定）。

音楽の授業での交流

交流を重ねることで
互いを認め合う

「交流及び共同学習ガイド」
（文部科学省特別支援教育課作成）より

学習指導要領の改訂と
小・中学校の教科書検定・
採択スケジュール

学習指導要領改訂告示（小、中学校）（予定）

「特別の教科　道徳」開始～

現行学習指導要領

新学習指導要領（全体）

学校種別等区分＼年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
小学校	検定	◎				◎			◆	◎	◎		
	採択		△				△			▲	△	△	
	使用開始	○		○				○			●	○	○
中学校	検定		◎				◎			◆	◎	◎	
	採択			△				△			▲	△	△
	使用開始				○				○			●	○

◆▲●は道徳科の教科書のみの検定・採択スケジュール。　黄色掛けの部分が新しい学習指導要領に対応する部分（予定）。

２．すべての教員が「心のバリアフリー」を理解

○教職課程、教員研修、免許状更新講習において「心のバリアフリー」を学びうる項目

教職課程

教員として最低限必要な資質能力を育成することが目的。なお、学ぶべき内容は教育職員免許法等の法令で定められている。

○法令で定められる主な教職課程の内容（例）

ア）教職の意義等に関する科目
- **教員の職務内容**（研修、服務及び身分保障等を含む。）

イ）教育の基礎理論に関する科目
- **幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）**
- **教育に関する社会的、制度的又は経営的事項**

ウ）教育課程及び指導法に関する科目
- **道徳の指導法**

エ）生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
- **生徒指導の理論及び方法**
- **教育相談**（**カウンセリング**に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

オ）その他
- **日本国憲法**

採用前

教員研修

個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、教員の資質の向上を図ることが目的。

○初任者研修及び十年経験者研修における主な研修内容（例）
- **道徳教育**
- **いじめ防止**
- **特別支援教育**
- **人権教育・男女共同参画**

免許状更新講習

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることが目的。

○主な講習内容（例）

【必修領域】 ・**子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む）**
【選択必修領域】 ・**学校を巡る近年の状況の変化** ・**教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む）** ・**道徳教育**
【選択領域】 大学等が独自に開設

採用後

３． 障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開

○各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成29年度を目途に、文部科学省及び厚生労働省が中心となり**「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置**し、自治体単位で**福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成**を促進する方策を検討する。

○上記の取組に当たっては、特別支援学校と交流している小・中学校や特別支援学級を設置している小・中学校（約２万校）を軸に、障害のある人との交流及び共同学習を実施し、その成果を踏まえて**全面展開**を図る。

交流及び共同学習

学習指導要領の総則等において、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者等との交流の機会を設けることや、障害のある人々等との触れ合い等の体験活動の充実について規定。

特別支援学校と小中学校等、小中学校等の特別支援学級と通常の学級の間で、地域や学校、子どもたちの実態に応じて、様々な方法で実施。

友達の似顔絵を描いてプレゼント

交流会を継続的に実施

「交流及び共同学習ガイド」（文部科学省特別支援教育課作成）より

推進イメージ

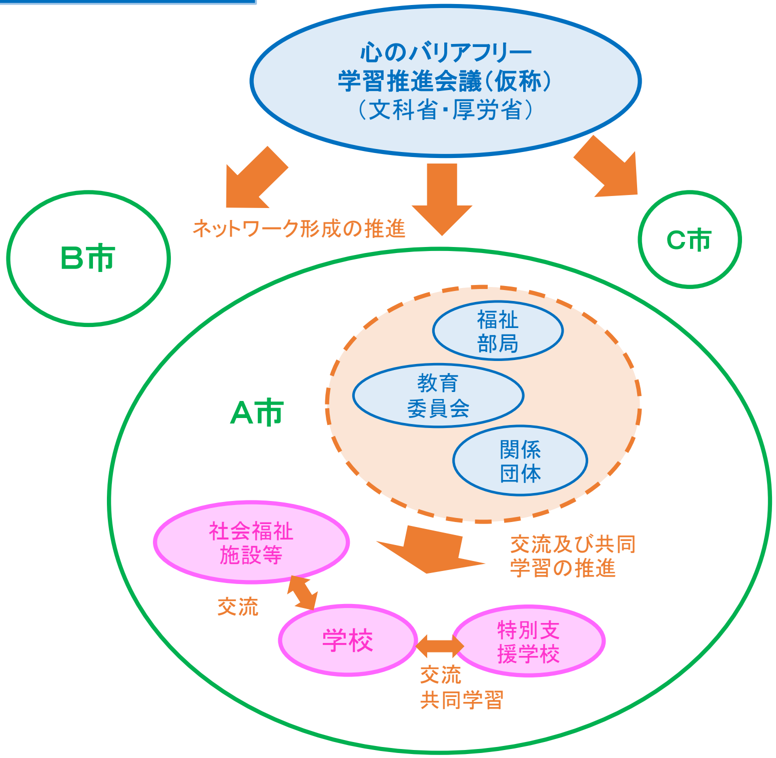

４．障害のある児童・生徒・学生を支える取組

○障害のある人の自立と社会参加を目指し、障害のある幼児、児童、生徒が自己の理解を深め自尊感情を高めるとともに、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることを含め、**特別支援学校等の指導内容について発達段階に応じた改善及び充実**を図る。

○特別な支援を要する子供が社会で自立し活躍する力を育むために必要な教育を受けられるように**ICTの活用を含めた環境整備**を進める。

○**高等学校における通級による指導を平成30年度から新たに制度化**し、小・中・高等学校あわせて指導内容や指導体制等の環境整備を進め、高等学校で通級指導が望まれる者の実現割合100%（2020年度（平成32年度））を目指す。

○**特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率**については、現在約７割にとどまっていることから、2020年度（平成32年度）までに**おおむね100%に引き上げる**。

	Ｈ２８年度	Ｈ２９年度	Ｈ３０年度	Ｈ３１年度	Ｈ３２年度
特別支援学校等の指導内容の改善	指導要領の改訂（Ｈ２８年度～Ｈ２９年度）				順次実施
ＩＣＴの活用を含めた環境整備	学習上の支援機器等の教材の研究開発、教材・支援機器等活用情報の公開、インクルーシブ教育システムを推進するための補助事業等の環境整備を実施。（Ｈ２８年度～Ｈ３２年度）				
高等学校における通級による指導	制度改正（H28年度） 指導内容普及（Ｈ２８年度～Ｈ２９年度）		制度開始、指導内容や指導体制等の環境整備推進（Ｈ３０年度～Ｈ３２年度）		
特別支援学校教諭免許状保有率の向上	特別支援学校教諭免許状保有率の引き上げ（Ｈ２６年度７３%→Ｈ32年度おおむね100%）（Ｈ２８年度～Ｈ３２年度）				

5．高等教育（大学）での取組

幅広く大学において、**大学生や大学関係者による**「心のバリアフリー」への**理解を促進するための**取組が展開されるよう、**各大学における積極的な取組を促す**。

○　大学の様々な場面（例えば、入学者選抜を含む修学や就労授業等）における**取組事例の収集**
○　収集した**取組事例等の周知**
　→　周知方法として考えられるもの：学長や教職員が集まる**会議等での紹介、**文部科学省関連**ＨＰへの掲載**

○　高等教育における「心のバリアフリー」を推進するための中核的組織として、**平成29年度から、各地域において障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定**し、広く企業や地域の関係機関と連携しつつ、**各大学における障害のある学生の修学・就労支援を行う取組の検討を進める**。

○　本年度、大学生や大学関係者を対象として、「心のバリアフリー」に関するワークショップ開催する等、「心のバリアフリー」に向けた意識醸成を図る。（**有志の大学と連携**）

✓ワークショップ
・大学生が主体的にかかわる方式で、ワークショップの内容を検討
・有識者や障害のある方を招き、参加者が障害のある方と実際に接する方式で実施
（内容の例）　2016年11月に、東京大学先端技術研究センターと連携して実施したワークショップ及び障害者スポーツ体験（右写真）

✓大学生によるボランティアの推進
・パラリンピック事前キャンプ受入れ大学等における大学生ボランティアの促進等
（内容の例）パラリンピック関係者、大学生ボランティア、地域の人々等を集めたコンファレンス等

6．企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施

○オリンピック・パラリンピック等経済界協議会と連携し、今年度中に、学識経験者や障害者団体等参画のもと、「心のバリアフリー」の**汎用性のある研修プログラム**を策定。
○来年度以降、国家公務員や幅広い産業における研修等の実施に向け、活用。

アクセシビリティサポートガイド基礎編（東京大会スタッフ向け）

研修プログラム化

経済界にある既存の研修プログラム好事例

反映

汎用性のある研修プログラム（たたき台）

※経済界協議会と連携

学識経験者、障害者団体等の参画する検討会議における検討

試行実施による検証

・**当事者参画**
（障害のある人が講師等として参加できるよう、**講師用テキスト**も作成）

・座学に加え、**実習**も行う

（イメージ）

汎用性のある研修プログラム

公開

交通、観光、外食等関係業界における接遇マニュアルの策定に活用

東京大会スポンサー企業を中心として本格実施し、中小企業を含め、**全国に広く展開**

※経済界協議会、経済産業省と連携

公務員に対する「心のバリアフリー」研修の検討に活用

７．交通分野におけるサービス水準の確保

○障害者差別解消法等を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車・搭乗を拒否することや補助犬の同伴を不当に拒否するといった**差別的取扱い**を行うことのないよう**徹底**

○ Tokyo2020アクセシビリティガイドライン、東京大会スタッフ向けサポートガイド基礎編及び汎用性のある研修プログラムを踏まえ、 平成29年度中に、検討委員会を立ち上げ、交通事業者向け**接遇ガイドライン**を作成

○交通事業者の行う研修について、**障害当事者が参加**し、座学に加えて**実習**を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討

・バリアフリー法においては交通事業者による移動円滑化に必要な研修が努力義務化され、各交通事業者において、職員に対する接遇研修等を実施。

・2020年東京大会開催時には、障害のある人や高齢者を含む多くの外国人の来訪が見込まれる。様々な移動制約を持つ方に対しきめ細やかに対応するため、公共交通分野の特殊性を踏まえたソフト面の対応を充実させる。

接遇内容の充実

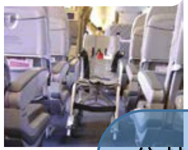

アクセシビリティサポートガイド基礎編（東京大会スタッフ向け）

＋

公共交通分野固有のサポートの必要性（イメージ）

・乗降時のサポート
・乗（車、船）券、搭乗券購入
・輸送中の安全確保
・輸送障害発生時の対応

→ 公共交通分野の接遇ガイドライン

研修の充実

８．観光、外食等サービス産業における接遇の向上

○所管省庁は各業界団体等と連携し、
- ・障害者差別解消法を踏まえ、障害のあることのみをもって乗車・搭乗を拒否することや補助犬の同伴を不当に拒否するといった**差別的取扱い**を行うことのないよう**徹底**
- ・アクセシビリティサポートガイド基礎編を基に、 各業界の特殊性を反映し、**平成29年度中**に、**業界毎の接遇マニュアル**を作成
  （**障害当事者が参加**し、座学に加えて**実習**を行うカリキュラム、研修教材となるよう検討）
- ・各業界内において、上記接遇マニュアルを展開し、雇用形態を問わず、従業員の「心のバリアフリー」を徹底

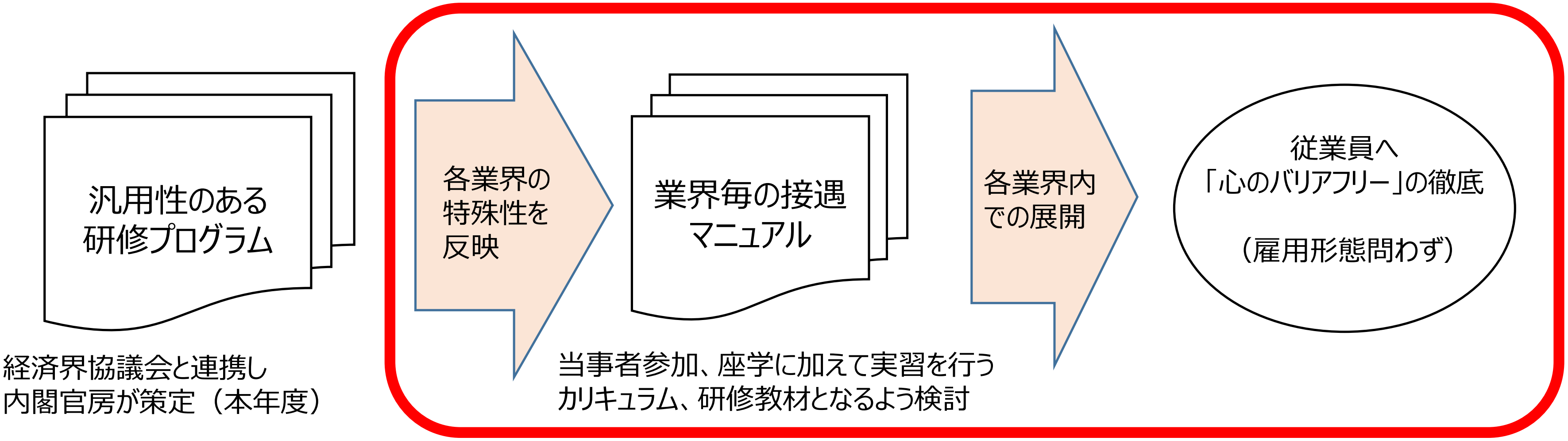

業界	業界毎の接遇マニュアルにおける検討項目例（イメージ）
観光	観光バリアフリー情報発信のあり方、ホテルや旅館等における接遇対応のあり方等
外食	来店時の対応、情報提供・意思疎通にかかわる対応、飲食物提供時の対応等
流通	店舗等における接客対応や買い物時のサポート、インフォメーション機能の充実や見やすい表示の在り方等

■　医療関係事業者向けガイドラインの概要

1　趣旨

医療分野における事業を行う事業者（病院、診療所、助産所、調剤を実施する薬局等）向けのガイドライン

2　不当な差別的取扱いと考えられる例

○サービスの提供を拒否すること
○サービスの提供を制限すること（場所・時間帯などの制限）
○サービスの提供に際し条件を付すこと（障害のない者には付さない条件を付すこと）
○サービスの提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをすること

3　合理的配慮と考えられる例

○基準・手順の柔軟な変更
・障害の特性に応じて施設のルール、慣行を柔軟に変更すること
○物理的環境への配慮
・施設内の段差にスロープを渡すこと など
○補助器具・サービスの提供
・身振り、手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法で分かりやすい説明を行うこと
・障害者に配慮したナースコールの設置を行うこと（息でナースコールができるマルチケアコール、機能障害者用押しボタンなど）
・個人情報の保護に配慮した上で施設内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりすること など

4　事業者における相談体制の整備

5　事業者における研修・啓発

6　国の行政機関における相談窓口

7　主務大臣による行政措置

10．障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組①

改正障害者総合支援法の施行や報酬改定を通じ、**一般就労への移行**や**就労定着**を促進する。

○　第４期障害福祉計画の成果目標として、**就労移行支援事業等の利用者の一般就労への移行者数**を平成29年度末までに**平成24年度実績の２倍**以上とすることを設定。
　この目標を達成するために、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の６割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目指すことを設定。

○　障害者総合支援法の一部改正により、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、**事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）**を創設（平成30年4月施行）。

11．障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組②

農林水産省及び厚生労働省における農福連携支援制度

○　農林水産省では、農福連携対策として都市部のみではなく農村地域における福祉農園等の整備や農業技術等の習得に必要な技術支援、農業経営体が障害者を受け入れる場合に必要な環境整備に必要な支援、農福連携に係る普及啓発等を実施するほか、障害のある人等の「農」の活動拠点の整備に対して支援。

○　厚生労働省では、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援。

農林水産省における支援制度

【農山漁村振興交付金】

○　**都市農村共生・対流及び地域活性化対策（農福連携対策）**

・　**福祉農園等整備・支援事業**

障害者の雇用・就労等を目的とした福祉農園及び加工・販売施設の整備を支援するとともに、専門家による農業・加工技術等の習得を支援
【実施主体】社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間企業等
【補助率】ハード：1/2以内　ソフト：定額

・　**農福連携支援事業**

農業経営体が働き手として、障害者を受け入れる場合の環境整備（トイレ等の施設整備、サポーターの育成・派遣）に対して支援するほか、就農等を希望する障害者を研修生として農業経営体が受け入れる場合の支援
【実施主体】地域協議会（市町村を含むものに限ります）
【補助率】ハード：1/2以内　ソフト：定額

・　**農福連携普及啓発等推進対策事業**

シンポジウム等を通じた農福連携の普及啓発等の推進
【実施主体】特定非営利活動法人、一般社団法人、民間企業等
【補助率】定額

○　**農山漁村活性化整備対策**

市町村等が作成した定住・交流促進のための計画実現に向け、高齢者や障害者等の「農」の取組の活動拠点となる施設の整備等を推進。
【実施主体】都道府県、市町村、農林漁業者が組織する団体等
（市町村が活性化計画を策定する必要があります。）
【補助率】ハード：1/2以内等

厚生労働省における支援制度

○　**工賃向上計画支援事業（障害者総合支援事業費補助金）**

・　**農福連携による障害者の就農促進プロジェクト**

農業に関するノウハウを有していない事業所に対する農業技術に係る指導・助言や６次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等の支援、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催の支援。
【実施主体】都道府県
【補助率】10/10

１２．地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、**障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけ**を強化することにより、共生社会の実現を図る。

１．実施主体：市町村

２．対象者　：管内地域住民

３．実施内容：**市町村が実施する地域社会の住民に対して障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とする**。

４．　実施形式：実施にあたり、次のいずれかの形式により事業を実施

（１）**教室等開催**：障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害のある人等の理解を深めるための教室等を開催する。

（２）**事業所訪問**：地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害のある人等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。

（３）**イベント開催**：有識者による講演会や障害のある人等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害のある人等に対する理解を深める。

（４）**広報活動**：障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害のある人に関するマークの紹介等、障害のある人等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。

（５）その他の形式：　上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。

５．国庫補助：予算の範囲内において**市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内を補助**する。

１３．災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方

　東日本大震災の教訓を踏まえ制度化された「避難行動要支援者名簿」について、平成29年度までに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットを作成するとともに、名簿に係る事例集を作成し、これらの周知等により各自治体における名簿の作成・有効活用を促進する。

背景

・東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けることなどが定められた。
・平成28年４月１日現在において全国の市町村のうち84.1%が作成済であり、平成28年度末までに99.1%が作成済となる見込み。

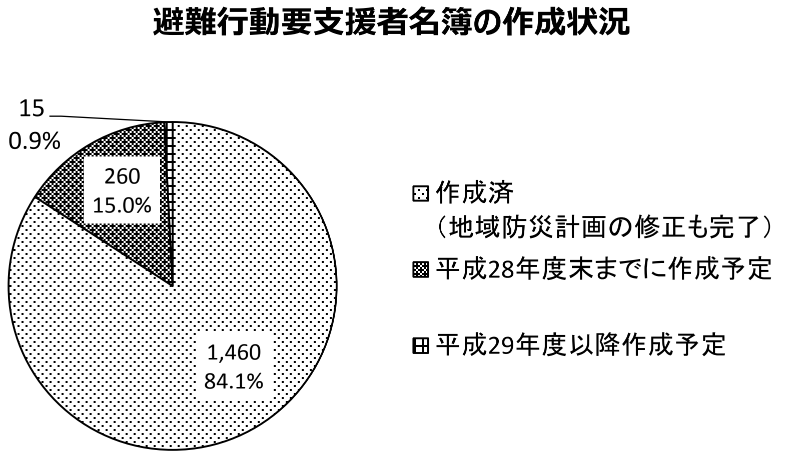

課題

・各市町村で避難行動要支援者名簿の作成が進む一方で、災害時において名簿を活用した実効性のある避難が行えるよう、関係者に対し、さらなる制度の周知が求められているところ。

施策

・災害時に名簿を活用した実効性のある避難支援ができるよう、避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットの作成・周知等を行い、名簿の作成・有効活用を促進する。

１４．「心のバリアフリー」相談窓口

・障害のある人に対する差別などの人権問題が生じた場合、**全国の人権擁護委員及び法務局等**（法務省の人権擁護機関）において人権相談を受け付け、問題解決に向けての助言などを行う（**「心のバリアフリー相談窓口」として活用**）。
・人権侵害の疑いがあれば法務省の人権擁護機関が救済手続を開始、調査を実施の上、**必要な措置**を講ずる。
・**関係行政機関と連携したアフターケア**を実施する場合もある。
・人権擁護委員等の研修において，障害のある人に対する差別事例や「心のバリアフリー」に関する説明の充実を図る。
・研修講師に障害のある人を招くなどして，**当事者の視点を踏まえた相談対応**を行うことができる人材を育成する。

人権問題に関する相談窓口（法務省の人権擁護機関）

人権擁護委員（※）
（全国に約1万4000人）

法務局・地方法務局・支局
（全国に311か所）

※法務大臣から委嘱された民間ボランティア

数値は平成28年7月1日現在

↓ 面談，電話，インターネット等により

障害のある人に対する差別などあらゆる人権問題の相談を受付

↓ 人権侵害の疑いがあれば

調査救済手続の開始

↓ 人権侵害が認められるか等事案に応じて

援助（関係機関等への紹介，法律上の助言等），**調整**（当事者間の関係調整），
説示・勧告（人権侵害を行った者に対して改善を求める）　**等の救済措置を講ずる**

→ （必要に応じ）
・処理結果の通知
・アフターケア

心のバリアフリー相談窓口として活用

１５．国民全体に向けた「心のバリアフリー」の普及

ナショナルトレーニングセンターの拡充整備

【概要】
２０２０年や２０２０年以降に向け、我が国のトップレベル競技者が、同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行うための拠点施設であるナショナルトレーニングセンター（NTC）のオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化等による機能強化を図るため、NTCを拡充整備する。

- トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方についての調査研究に関する有識者会議「最終報告」／平成27年１月（抜粋）

「オリンピック・パラリンピック競技大会」の名称のとおり、近年、オリンピック競技とパラリンピック競技は一体的に捉えられ、運営されている。また、オリンピック競技とパラリンピック競技におけるトレーニング方法、指導方法等については様々な相乗効果が期待されるとともに、効果的・効率的な施設活用の観点から、NTC 及びJISS をオリンピック競技とパラリンピック競技のトップアスリートが共同利用することにより、NTC 及びJISSの機能強化を図るべきである。

【NTC及びJISSのオリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用】
- トレーニング方法、指導方法等における様々な相乗効果
- 効果的・効率的な施設活用
- オリンピック競技団体におけるパラリンピック競技との連携

パラリンピック選手の競技力向上とそれに伴う障害者スポーツへの関心の向上

【拡充整備】
- オリンピック競技とパラリンピック競技の相乗効果を高めるための仕組み
  - オリンピック競技とパラリンピック競技のアスリートや指導者等の交流が可能とするため、テクニカルルーム、更衣室・シャワー室、宿泊室等、施設全般にわたって車椅子対応
- アスリートがトレーニングに専念できる環境と見学者専用通路を両立させる設計を導入

共同利用の施設を見学すること等を通じ、公共スポーツ施設等のバリアフリー化等にかかる管理運営の意識改革を行う。

パラリンピックへの興味・関心を高める取組の推進

【概要】
多くの児童・生徒・学生に２０２０年パラリンピック東京大会に関心を持ってもらえるような取組を推進し、観戦へとつなげる。

【取組例】
学校を通してパラリンピックに関する情報を提供し、
まずは興味・関心を持っていただき、観戦へとつなげる。

パラリンピックに関する様々な情報を提供

- パラリンピック競技の情報
- 出場選手の情報
- 大会スケジュール
- パラリンピック教育の取組事例
- 事前キャンプ情報

興味・関心を喚起

学校や家庭の他、様々な活動の中でパラリンピック大会を観戦

１６．特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施

趣旨等

●2020年からの新たな特別支援教育（学習指導要領改定）を契機に、**全国の特別支援学校で、スポーツのみならず文化・教育活動も含めた、全国的な祭典を開催**

・「**ほんもの**」のスポーツ・芸術**に触れ感動を共有**する機会　・障害の有無等を超えて**誰もが心を触れ合**う機会
・地域住民の主体的な参画

● 特別支援教育（special needs education）を変革
● みんなをつなげる**次世代の「共生学校」を創造**

既存の特別支援学校を拓く！

・地域の誰にでも開かれた**次世代の「共生学校」に変革**
・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、**地域の共生社会の拠点化**
・**自助、共助、公助を一体**として推進

具体的な取組

特別支援学校の児童生徒からの公募によりロゴマークを選定

- 特別支援学校を拠点とした総合型地域スポーツクラブの創設等、**「地域社会のハブ（交流拠点）」化**
- **企業が特定の特別支援学校と連携**し応援
- プロスポーツの試合やプロ芸術家のコンサートの開催等、**障害児が「ほんもの」のスポーツ・文化に触れる機会**の創設
- 幅広い地域住民が参加する**地域共同運動会・文化祭**等の開催
- オリンピアン・パラリンピアン等アスリートによる**スポーツ体験会**等の開催
- 特別支援学校と近隣の小中高等学校の児童生徒の**交流及び共同学習の促進／その成果の発表大会**
- **障害のある人とない人が共同で**制作を行う文化芸術活動の促進／制作した**作品の展示・販売**
- **卒業後も**障害のある人が特別支援学校や地域社会から**様々な支援を受けられる**機会を充実

１７．国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動①

市町村や事業者と連携し、平成28年４月に施行された障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラム等において「心のバリアフリー」に向けた取組を実施

「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」（概要）

【目的】　平成２８年４月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」について、地方公共団体と連携し、学識経験者、障害当事者、事業者等によるパネルディスカッション等を通じて、地域の障害のある人や関係者の意見を広く聴取し、障害者差別解消法の円滑な施行に資するとともに、各地域における取組の促進と気運の醸成を図るもの。

【開催】 全国１５カ所程度

【主催】 内閣府、開催地自治体

【対象（参加者）】 一般国民

【主な内容】① 基調講演「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について」
② 地域協議会設置団体からの取組状況報告
③ 民間事業者の実践例紹介
④ パネルディスカッション

障害者週間等を通じて、「心のバリアフリー」に向けた啓発、広報活動を強化

「障害者週間」記念シンポジウム（概要）

【目的】　障害者基本法では、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設けることとされている。障害者週間の事業の一環としてシンポジウムを開催し、障害者基本法等の趣旨を改めて再確認するとともに、国民の全ての命と尊厳が尊重されることの大切さを広く一般国民と共有し、共生社会の実現に向けた機会とするもの。

【テーマ】 真の共生社会とは何か、あらためて問う－全ての命と尊厳の尊重を

【開催】 内閣府庁舎内

【主催】 内閣府

【対象（参加者）】 関係団体・一般国民

【主な内容】① 基調講演
② パネルディスカッション

○法務省の人権擁護機関と**地方公共団体や民間事業者が連携し**，障害者スポーツ体験会等，広く一般国民を対象とした，「心のバリアフリー」に関する啓発活動を実施
○障害のある人への理解をテーマとしたポスター等のアイデアを広く国民から募集し，作成･配布する**コンテスト型啓発活動**を実施

①地方公共団体，民間事業者との連携

●法務省の人権擁護機関と地方公共団体や民間事業者等が連携し，障害者スポーツ体験会などを実施し，障害のある選手を講師に招くなど，当事者との触れ合いから理解を促す。
●Jリーグ加盟クラブなどのスポーツ組織と連携し，スポーツイベント等において人権啓発活動を実施

（イメージ）

②コンテスト型啓発活動

法務省において障害のある人への理解促進等をテーマとしたポスター，動画を制作し，配布･配信する。制作に当たっては，広く国民からアイデアを募集し，優秀作品を素材とすることで，制作を通じても国民の理解を促進する。

（イメージ）

広く国民の障害のある人に対する理解を促進し、「心のバリアフリー」を推進する。

19. 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動③

○平成30年度を目途に、全国で、**障害のある人・高齢者等へのサポートを行いたい人々が統一のマークを着用**し、サポートの輪を広げていく仕組を創設。

1. 制度概要

全国統一の「マーク」を着用し、障害のある人・高齢者等に声かけやご案内等を行うマインドを見える化（外国人観光客等に向けた取組も併せて実施）

全国統一マークの創設

- 障害のある人・高齢者等へのサポート活動
- 外国人観光客への道案内等の活動

✓ 手助けが必要な時に、全国統一マークを付けた人に気軽にお願いできる仕組み

✓ 取組に賛同する全国の人々の連帯を促進

2. 全国展開の考え方

<ポイント>

✓ 様々な取組主体（学校、企業、地域等）を巻き込み、一体的なムーブメント創りを行う

✓ 既存の取組と連携し、相乗効果により、活動を活性化

3. マークのあり方

<ポイント>

✓ 視認性のよさ

✓ 誰もが付けたくなる格好よさ

✓ 既存の取組と共存共栄できる形式・デザイン

4. 展開イメージ

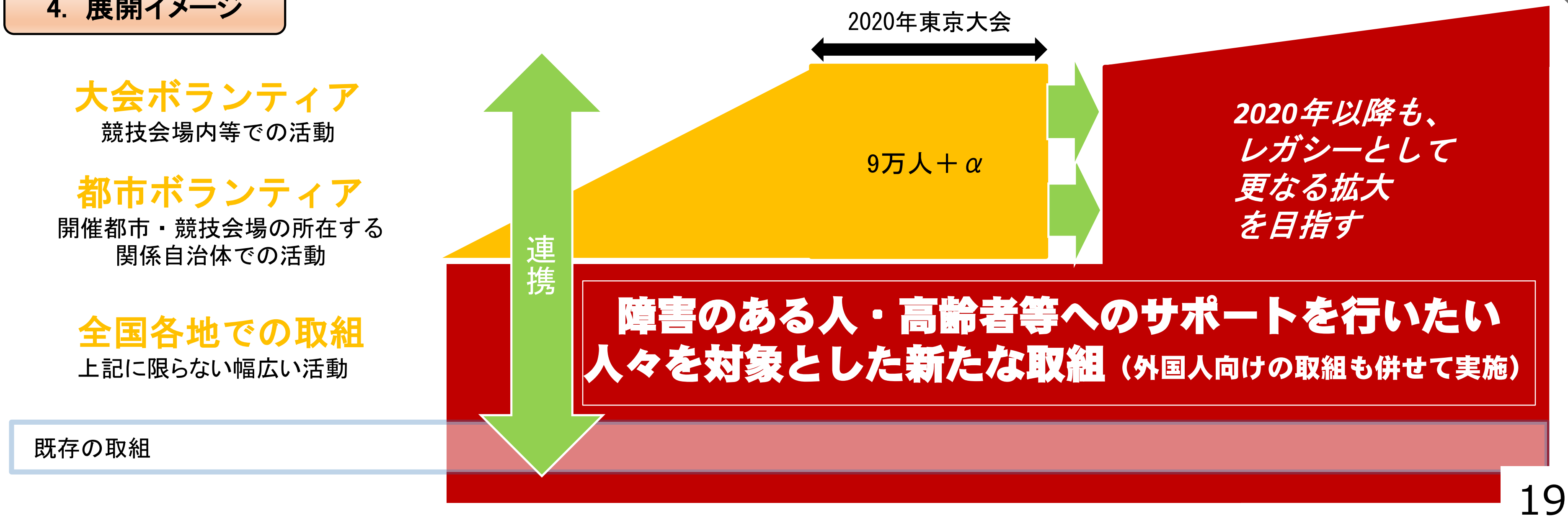

20．障害のある人による取組

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、**障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援**することにより、共生社会の実現を図る。

1．実施主体：市町村

2．対象者：管内市町村の障害のある人等、その家族又は地域住民など

3．実施内容：**障害のある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業**とする。

4．実施形式：実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施する。

（１）**ピアサポート**：障害のある人等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動へ支援する。

（２）**災害対策**：障害のある人等を含めた地域における災害対策活動へ支援する。

（３）**孤立防止活動支援**：地域で障害のある人等が孤立することがないよう見守り活動に支援する。

（４）**社会活動支援**：障害のある人等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害のある人等に対する社会復帰活動を支援する。

（５）**ボランティア活動支援**　：障害のある人等に対するボランティアの養成や活動を支援する。

（６）その他の形式による支援　　：上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。

5．国庫補助：予算の範囲内において**市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内を補助**する。

○新国立競技場におけるユニバーサルデザインについては、「新国立競技場の整備計画」の基本理念の一つである「世界最高のユニバーサルデザイン」を踏まえ、整備プロセスを引き続き推進する。

新国立競技場整備事業（ユニバーサルデザイン関係）

○ 平成２７年８月に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議が決定した「新国立競技場の整備計画」において、「国際パラリンピック委員会 （ＩＰＣ）のアクセシビリティガイドを踏まえ、車椅子席数、通路、エレベーター、トイレ等の施設について、世界最高のユニバーサルデザインを導入する。」とされている。

○ 事業者では、**<u>設計から施工段階において、車椅子使用者、高齢者、障害者団体及び子育てグループ等とのユニバーサルデザイン・ワークショップを開催し、多様な利用者ニーズを把握しながら、</u>**整備事業を実施。

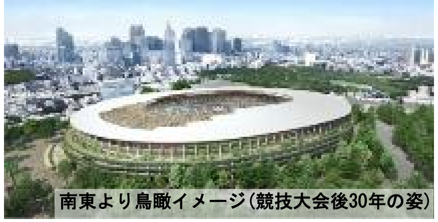

南東より鳥瞰イメージ（競技大会後30年の姿）

1階車いす席

Copyright(C)大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所JV

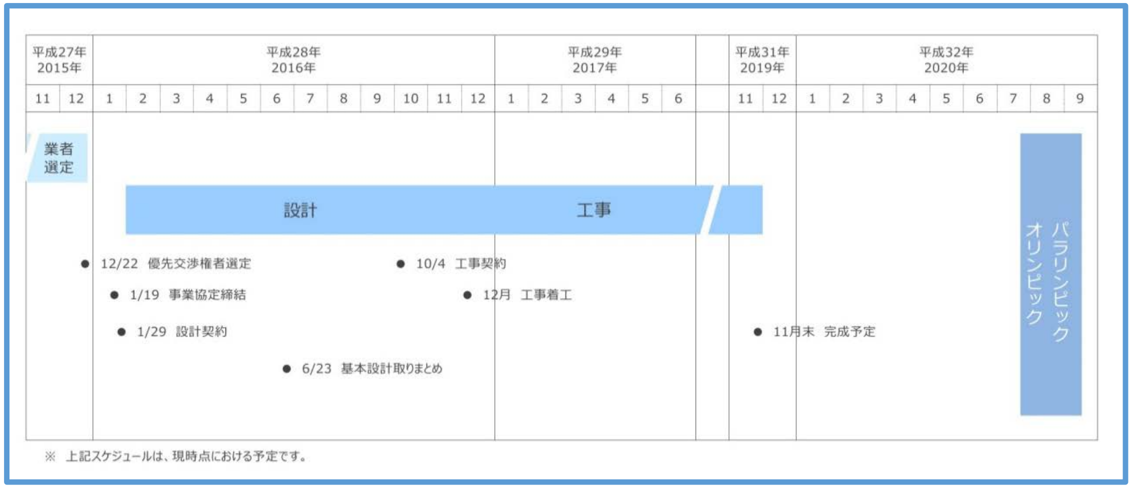

（独）日本スポーツ振興センター作成資料 抜粋

22．競技会場におけるバリアフリー化の推進（その他）

○大会で使用するその他の競技会場についても、組織委員会等と連携して、国際パラリンピック委員会（IPC）で承認された**世界水準のバリアフリー基準**（Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン）に従ったバリアフリー化に向けて、施設の整備や施設管理者等への働きかけ等を行う。

<イメージ>

IPC
アクセシビリティ
ガイド

オリンピック・パラリンピック競技会場等に適用する世界最高水準のバリアフリー基準

反映

Tokyo2020
アクセシビリティ・
ガイドライン

東京大会に向けて策定され、IPCに承認された世界水準のバリアフリー基準

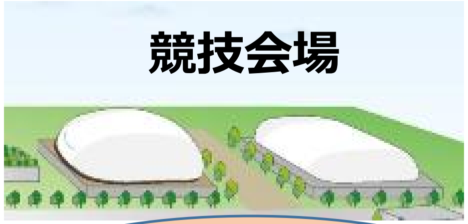

ガイドラインに沿った
バリアフリー化の実現

組織委員会等と連携し、
施設管理者等へ働きかけ

<具体的な項目例>

・エレベーター（有効寸法、操作盤の位置等）
・トイレ　　　（有効寸法、機能分散の在り方等）
・座席　　　　（アクセシブルな座席の数、座席の在り方等）
・通路における傾斜路、階段、路面等の在り方　　　　　等

23．競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化の推進

○ アクセシブルルート※を含む競技会場等と周辺の駅を結ぶ道路を国が重点整備区間として提示し、連続的・ 面的なバリアフリー化を推進

○ 国、都、区等による検討会を設置し、「重点整備区間」を決定

○ 特に不特定多数の利用が見込まれるため、バリアフリー化の必要性が高い区間について、国は重点的に支援

○ その他競技会場周辺やアクセシブルルート等において、バリアフリー対応型信号機等を整備

※アクセシビリティに配慮した競技会場までの動線。今後、組織委員会で選定される予定

［道路のバリアフリー化の例］

＜駅等における上屋、点字ブロックの連続的な整備＞

＜歩道拡幅、無電柱化＞

［オリンピック・パラリンピック競技会場周辺の整備イメージ］

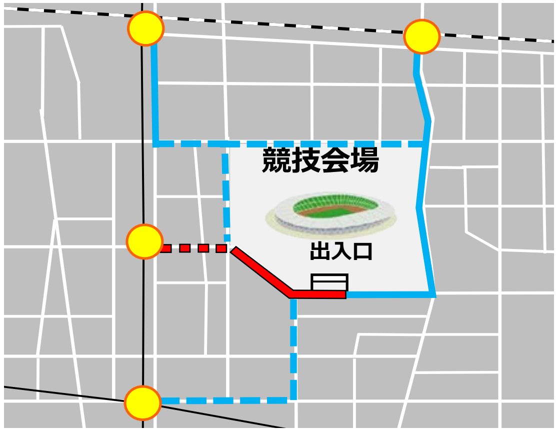

凡例

（整備済）アクセシブルルート
（未整備）アクセシブルルート
重点整備区間
競技会場周辺の鉄道駅

＜駅等における点字ブロックの連続的な整備(豊洲駅前)＞

＜音響式信号機＞

＜歩道の整備(千駄ヶ谷駅周辺)＞

24. 競技会場周辺エリア等における都市公園のバリアフリー化の推進

○平成２８年１１月に国・都・区による連絡調整会議を設置し、競技会場となる都市公園や主要な観光地周辺の都市公園を平成２８年度末を目途に選定した上でバリアフリー化の実態を調査し、基本的に選定したすべての公園で２０２０年（平成３２年）までに都市公園移動等円滑化基準への適合を図る。

○更に代表的な公園（競技会場等）について、高水準のユニバーサルデザイン化が達成された全国の都市公園のモデル事例として２０２０年（平成３２年）までに整備を図ることを検討する。

移動等円滑化基準に適合した公園のイメージ

公園の出入口、駐車場から主要な公園施設までの園路及び広場の通行幅の確保、段差を解消するとともに、バリアフリー化したトイレ、休憩所、管理事務所等とのアクセスを確保。

車椅子使用者用駐車場を確保

バリアフリー対応トイレの設置

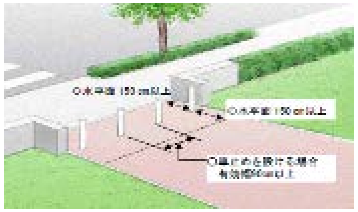

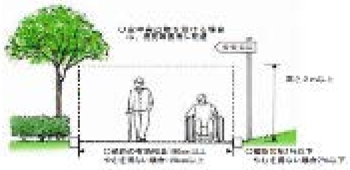

園路の段差解消

高水準のUD化が達成されたトイレのイメージ

子供連れ、車椅子の方に配慮した幅広洗面スペース

様々な方の利用に配慮した多目的トイレ

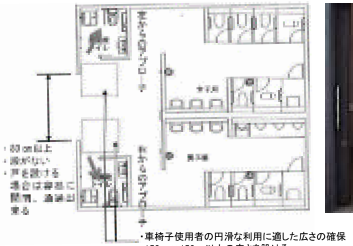

便所内に複数配置した男女共用の「多機能便房」

○多くの国内外からの来訪者を受け入れるにあたって、高齢者、障害のある人等が円滑に利用できるトイレの実態把握や整備が求められる。このため、オリパラ競技会場等の周辺においてバリアフリー化されたトイレの実態調査を行い、建築設計標準等において改修事例等を掲載することで、より多くの施設におけるトイレのバリアフリー化を促進する。

■ 範囲

・オリパラ競技会場で想定される利用駅周辺（半径500m）
・主要ターミナル駅周辺（半径500m）

■ 調査対象建築物

・公共建築物（公衆トイレ含む。）
・一定規模以上の商業施設　等

■調査内容

（１）バリアフリー化されたトイレの有無

（２）トイレのバリアフリー化の状況
①車椅子対応
②オストメイト用設備
③手すり
④トイレまでの経路

（３）トイレのバリアフリー改修の意向の有無

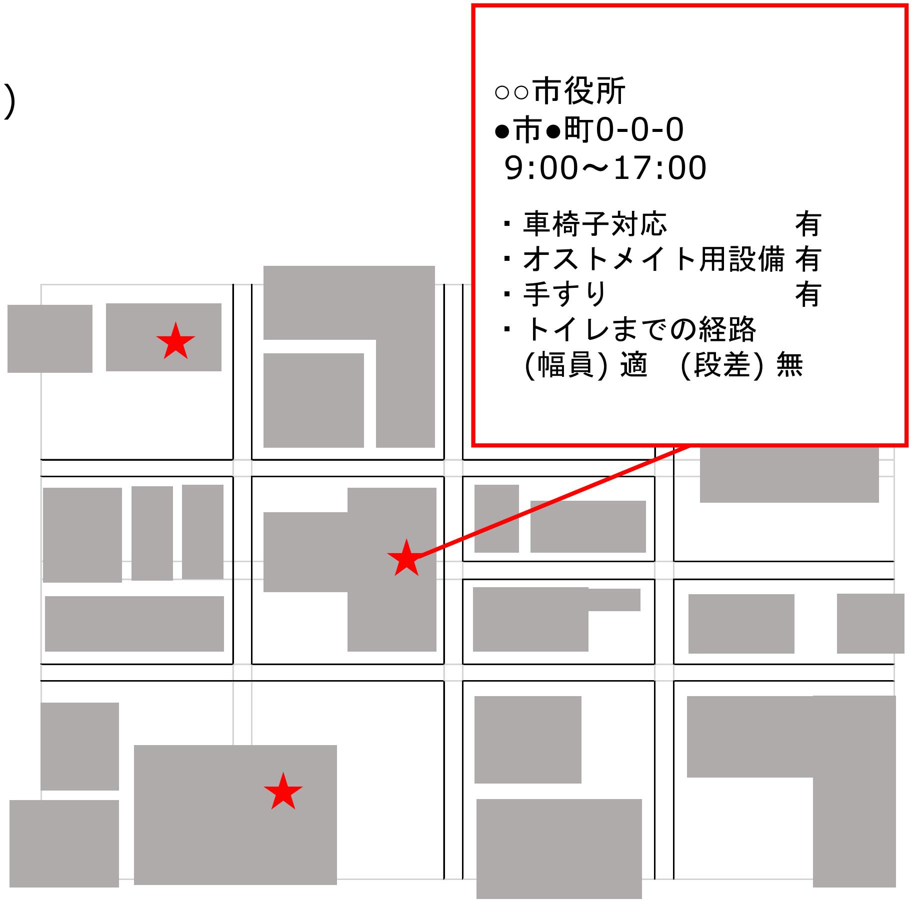

<調査イメージ>

26．主要鉄道駅におけるバリアフリー化の推進

○アクセシブルルートに係る鉄軌道駅をはじめとする東京大会の関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化について、都と連携しつつ、重点支援を実施する。

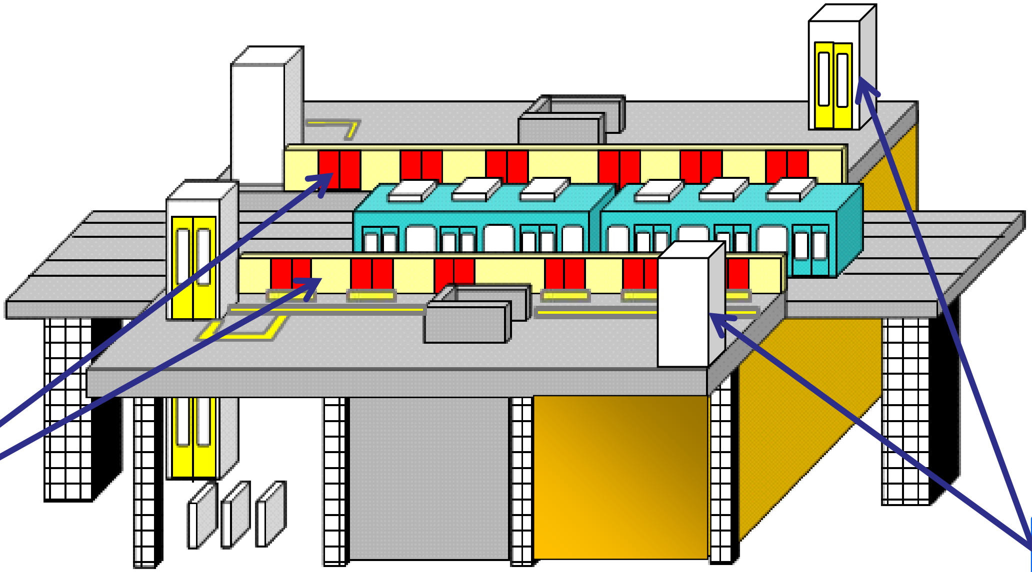

ホームドア整備

エレベーター整備

ホームドア整備により視覚障害のある人等のより安全な移動が図られる。

エレベーター整備により、車椅子利用者等の円滑な移動が図られる。

27．都内主要ターミナル等における交通結節機能の強化・バリアフリー化

○主要ターミナル等において、交通結節機能の強化に向けた取組を推進

主要ターミナル等	交通結節機能強化に向けた取組	2020年における整備目標
新　宿	東西自由通路整備等による交通結節機能の強化 ・駅中央部に東西自由通路を整備し、駅周辺の移動を円滑化	自由通路供用予定
渋　谷	駅ビル開発、駅改良と一体となった交通結節機能の強化 ・東西駅前広場の再編・拡充(歩行者空間の拡充)、東西自由通路などの整備 ・谷地形を活用した、多層にわたる歩行者ネットワークの形成と、周辺開発と合わせた縦動線の整備によるバリアフリー化　等	東口駅前広場概成（予定）
品　川	都市開発、新駅整備、駅改良が一体となった交通結節機能の強化 ・駅前広場の整備 ・都市開発と一体となった南北歩行者ネットワークの強化　等	新駅暫定開業及び 新駅周辺の基盤整備の概成
虎ノ門	都市開発と一体となった新駅整備等交通結節機能の強化 ・周辺開発と合わせた地下鉄日比谷線新駅整備と地下通路ネットワークの整備　等	新駅暫定開業

新　宿

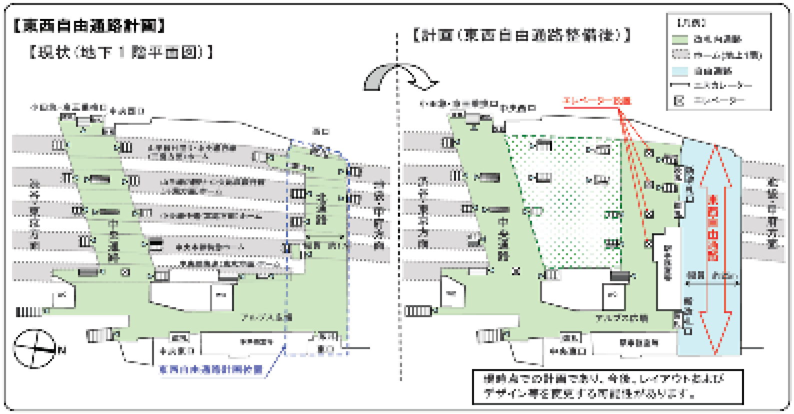

出典：東日本旅客鉄道株式会社

渋　谷

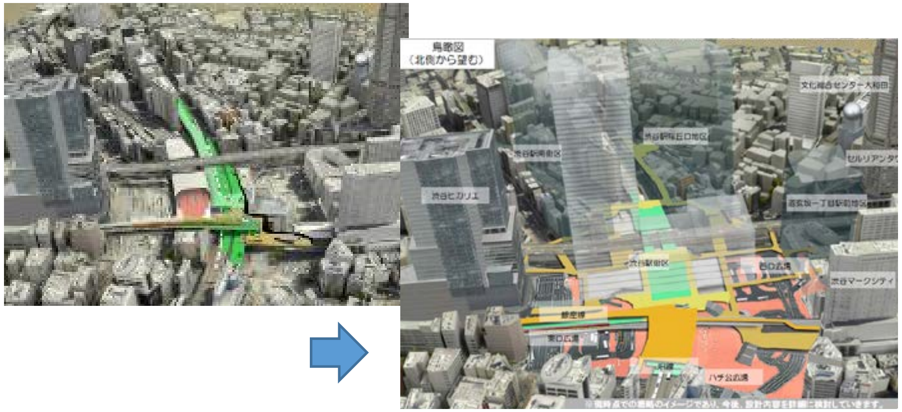

※H24.10渋谷駅中心地区基盤整備方針より抜粋

28．都市交通におけるバリアフリー化の推進

○東京都は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、都心と臨海部とを結ぶＢＲＴの平成31年の運行開始に向けた具体的な検討を行っている。

○全国的な状況としても、高齢者等をはじめとした住民の社会・経済活動を支える公共交通を維持・確保するためには、利便性の高い新たな公共交通システムを構築していく必要があり、基幹的な公共交通となるバス交通の高度化（BRT導入・普及）を進めることが必要である。

○国土交通省では、平成28年度に国内の営業路線での実証実験等を行い、平成29年度以降に運用上の課題等を整理・検討するなど、導入に向けた取組みを推進する。

東京都のBRT計画（案）

出典：
『都心と臨海副都心とを結ぶBRTに関する事業計画』
（平成28年4月、東京都都市整備局・京成バス株式会社）

検討する新技術の例

○正着性を高める縁石

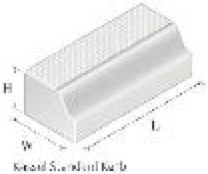

乗降場となるバス停の歩道にバス車両の正着※が可能となる。海外の導入事例などを参考とし、日本国内でもH28年度に実証実験を行う。

○大量乗降可能なバス停

大量輸送を可能とする大量乗降が可能なバス停の在り方について検討していく。

○光学式白線誘導方式

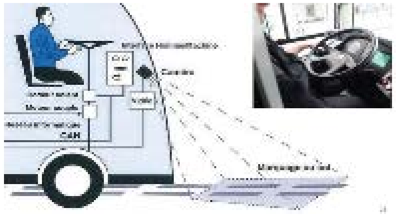

舗装上の白線をガイドとして乗降場付近で車両を自動制御することで、乗降場への正着※の確実性を高め、アクセシビリティや定時性を高める新技術の導入について検討していく。

※バスが停留所の縁石と隙間なく停車すること。

29．成田、羽田（国際線）を中心とした空港のバリアフリー化の推進

＜基本的な考え方＞

東京オリパラのレガシーとして、誰もが自由に空港を利用できる環境を目指す

①成田、羽田を中心とした空港のバリアフリー化の推進

1．羽田（国際線）、成田　（＝海外との玄関口）

<u>○世界トップレベルのUD水準</u>

2．羽田（国内線）（＝国内線との接続）

<u>○障害のある人を含めすべての人が空港を快適に利用できるUD水準</u>

3．関空、中部、新千歳、福岡、那覇等

<u>○障害のある人を含めすべての人が空港を不自由なく利用できるUD水準</u>

このような理念に基づき
東京オリパラの旅客実態等も勘案して、
<u>本年度中に数値目標を設定するとともに、</u>
<u>取組内容を具体化する。</u>

②羽田国際線のタクシー乗り場再配置

現状

（1）UDタクシーの乗車を希望

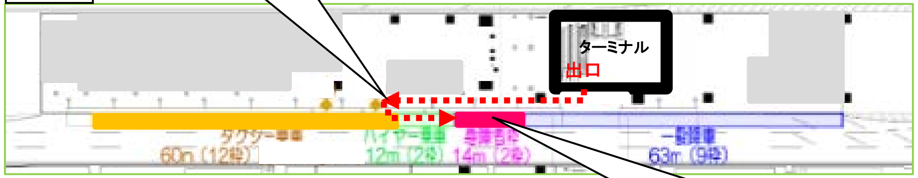

（2）身障者用乗り場（スロープ有）に戻って乗車

レイアウトの改善

●エレベーター、エスカレーターが付近にあるターミナルビル出口前面に、タクシー乗車場を配置。
<u>→UDタクシーへの誘導性を改善。</u>
●タクシー乗車場と身障者用乗降場を隣接させ、スロープ等を利用しやすくする。
<u>→UDタクシーへの乗車利便性を改善。</u>

ユニバーサルデザインタクシーとは？
流し営業にも活用されることを想定し、身体障害のある人のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっているタクシー車両

写真の出典：
・日産自動車ホームページ、パンフレット等

30. リフト付きバス及びUDタクシー等の普及

○リフト付きバス・ＵＤタクシー等のバリアフリー車両の導入を促進
○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金の活用を前提に、更なるＵＤタクシー、リフト付きバス等の導入促進を図る。
○観光バス等の貸切バスにおけるバリアフリー車両の導入促進策等の検討

リフト付きバス・ＵＤタクシー等の導入支援

現状

2015年度末（現状）

・リフト付きバス等　895台(5.9%)　・福祉タクシー車両　15,026台（UDタクシーを含む）

具体的な導入支援

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」又は「地域公共交通確保維持改善事業」による支援、及び自動車重量税･自動車取得税の減免措置を実施。

リフト付きバス等

ダブルデッカーバス

ＵＤ（ユニバーサルデザイン）タクシー

※併せて観光バス等の貸切バスのバリアフリー化についても、利用者ニーズ等の実態を把握した上で、バリアフリー車両の導入促進策について検討

更なる導入促進を図るとともに、数値目標の見直しについても検討

ナンバープレート寄付金の活用

図柄入りナンバープレートの一例（東京オリパラナンバー）

・東京オリパラに向けて、平成29年10月頃から平成32年（2020年）までの間、希望者に対し、オリンピックエンブレムを使用した1枚とパラリンピックエンブレムを使用した1枚の2枚1組で、全国において交付

・図柄は、エンブレムのみ（寄付金無し）1種類、エンブレムと図柄（寄付金あり）1種類の計2種類の予定

・交付に合わせて寄付金を募集し、その収入を交通サービスの整備に活用

東京オリパラナンバー（イメージ）

エンブレムのみ（寄付金無し）

エンブレムと図柄（寄付金あり）

※オリンピックエンブレムとパラリンピックエンブレムの2枚1組で交付

寄付金を充てる事業（例）

・リフト付きバスの導入
・ＵＤ（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入　等

31．交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正

○公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドラインについて平成28年度末までに改正内容の方向性を整理し、平成29年度はその検討結果等を踏まえ、必要な追加的検討を行うとともに、具体の改正作業を行う。

移動等円滑化基準

公共交通施設及び車両について、旅客施設を新たに建設し、若しくは大規模な改良を行う時・車両に関しては、新たに事業の用に供する時に適合義務のある基準。

＜対象施設・車両＞

・鉄軌道駅	・鉄道車両
・バスターミナル	・バス車両
・旅客船ターミナル	・船舶
・航空旅客ターミナル	・航空機　　等

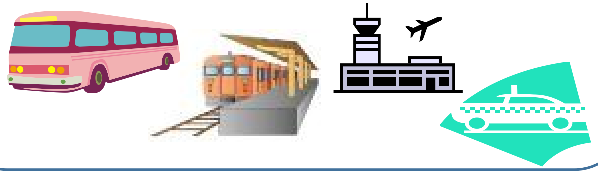

バリアフリーガイドライン

事業者等が実際に施設及び車両を整備する際の在り方や、望ましい内容を具体的に示した目安。

＜対象ガイドライン＞

・バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）
・バリアフリー整備ガイドライン（車両編）

主な検討項目例

○駅ホームにおける安全性の向上

○車両における車椅子スペースの設置箇所数に関する検討

○旅客施設における段差解消のあり方

○多機能トイレの機能分散に関する検討

○移動制約に応じた緊急時を含む情報提供の検討

等

○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機として、今後、国内外から多くの来訪者が見込まれるため、建築物のより一層のバリアフリー化が求められている。このため、建築設計標準の改正を行い、全国的な建築物のバリアフリー化を促進する。

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

●設計標準とは　高齢者や障害のある人がより利用しやすい環境を促進するために、建築主、設計者に対しての指針

●記載事項
○建築物バリアフリーの全体計画の考え方
○単位空間の設計（トイレ、出入口、廊下等）
○設計事例集（図面、写真を用いて優れている箇所を解説）
○その他資料等
（バリアフリー法、基本寸法（車いすの寸法）等）

●単位空間の設計記載項目（抜粋）

トイレの単位空間設計

■設計のポイント
1）個別機能を備えたトイレの設置
2）多機能トイレと簡易型機能を備えたトイレの設置
3）多機能トイレの設置
■記載項目
配置、設置数、出入口、広さ、戸の形状、設備等を具体的な寸法で記載
■記載例　（出入口の有効幅員）
原則80cm以上、利便性を考慮すると90cm以上が望ましい
出入口前には車椅子転回スペース（140cm角）を設ける等

●単位空間の設計（記載例）

・壁掛け式大型ベッドのある便房

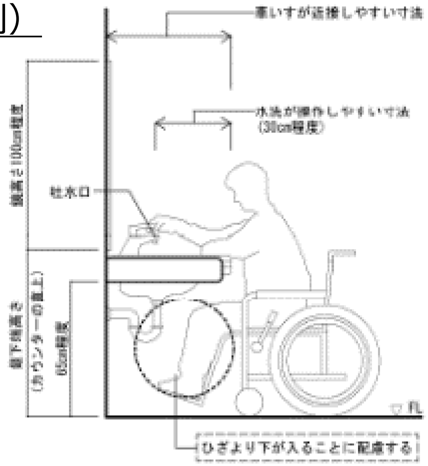

改訂

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準［改訂版（平成28年度予定）］

- ●ホテルにおける一般客室のバリアフリーへの配慮、既存ホテルの改修方法、ソフト面の配慮等について記載
- ●多機能トイレの機能分散の明確化、既存トイレの改修方法等について充実化
- ●建築物の用途別の設計のポイントについて記述を充実
- ●設計者にとってわかりやすい内容とするための記述の整理

33. 観光地のバリアフリー情報提供促進

○観光地のバリアフリー情報の自己評価・公表を促進することにより、観光客が全国の観光地のバリアフリー状況を把握し、比較できる環境整備を行う。今年度は国と地方自治体が連携し、全国数カ所で観光地のバリアフリー状況についてのモデル的な評価を実施する。
○平成29年度以降、評価指標の普及を図るとともに、将来的には各観光地の評価指標を手軽に比較できるよう、ポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す。

観光地の調査

拠点駅等からの観光地アクセス、周辺施設、宿泊施設等の現状調査を実施し評価指標を作成。

＜チェック項目例＞

観光施設

評価視点		評価項目
駐車場		障害者用駐車場の有無
		駐車場から入口までの案内図の有無
		駐車場から入口までの外国語案内の有無
入口・通路		入口・通路の段差解消
		通路上の梁や柱など危険個所の有無と注意喚起
		施設内の配置図の有無
		施設内の外国語案内の有無
段差解消	階段	手すりの点字案内の有無
	スロープ	車いすの通行可否(勾配、幅員、折り返し)
	エスカレーター	音声案内の有無
	エレベーター	車いすが無理なく入ることができる大きさ、車いすに配慮された操作盤
		行先階等の表示の有無
		行先階等の音声案内の有無
		行先階等の外国語案内の有無
		操作盤の点字表記の有無
		操作盤の外国語表記の有無
トイレ		多機能トイレの有無
		トイレ内配置の触知図の有無
		乳幼児連れ用設備(ベビーベッド、おむつ換え等)の有無
施設、展示場等の案内		車いすの高さからの視線を考慮した対応
		聴覚情報(イヤホンガイド、アナウンス、音案内など)の有無
		文字情報の充実
		多言語表記の有無
		外国語聴覚情報(イヤホンガイド、アナウンスなど)の有無

一元的な情報提供のイメージ

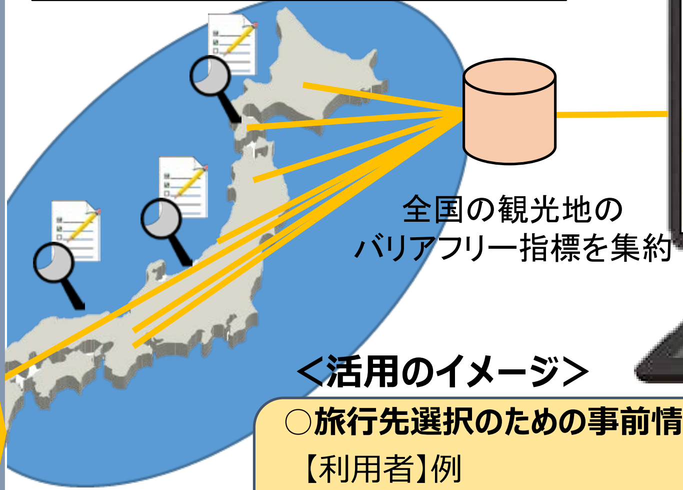

＜活用のイメージ＞

○旅行先選択のための事前情報が得られる
【利用者】例
車椅子でも楽に移動できるのか。
今度の家族旅行はここに行ってみようかな。

○観光地・個別施設のアピールができる
【利用者】例
触れられる仏像模型があるのか、
ここは面白そうだな。

○観光エリア・観光施設の自己診断ができる
【施設管理者】例
エリアとしては施設間の連携が良くないのか。
今後の参考にしよう。

34．ユニバーサルツーリズムの普及促進に向けた取組

バリアフリー旅行相談窓口の展開に向けて

○バリアフリー旅行相談窓口設立の促進を図る。
○バリアフリー旅行相談窓口における情報発信の多言語化により、海外からの高齢者・障害のある旅行者を受け入れる体制づくりの促進を図る。

■バリアフリー旅行相談窓口とは

高齢者や障害のある人を始め、乳幼児連れ、妊産婦など観光や移動に際して困難を生じたり何らかの支援を必要とする方、誰もが旅行を楽しむことができるよう、相談・問い合わせ等の対応を実施。

バリアフリー旅行相談窓口 ⇔ 連携 ⇔ **地方自治体、観光協会、宿泊・旅行・交通事業者、福祉関係者 等**

- **情報収集**：地域内のバリア等の情報収集・蓄積
- **情報発信**：バリア及びバリアフリー情報の発信
- **サポート**：相談対応、車椅子、ベビーカー等の貸出、介助者派遣
- **アドバイス**：バリアフリーに関する指導・アドバイス

■バリアフリー旅行相談窓口の設立・活動強化

◆地域における受入体制の強化

・先進事例（伊勢志摩など）を参考とした「地域の受入体制強化マニュアル」を平成25年度に作成。
作成したマニュアルを基にバリアフリー旅行相談窓口の設立及び機能強化を支援。
・誰もが旅行を楽しむことができるよう自立継続的な取組の拡大を目指す。

35.貴重な観光資源である文化財の活用のためのバリアフリー化

○観光名所として数多くの観光客が訪れる文化財について、障害のある人、高齢者を含むすべての人が、より快適に親しむことのできる環境づくりを目指し、文化財の活用のためのバリアフリー化の充実に努める。

○文化財の活用のためのバリアフリー化の事例集を平成２９年度内に作成し、周知する。

◆ 文化財の活用のためのバリアフリー化の充実

文化財的価値に配慮しつつ、観光資源としての活用に資する取組に対して補助を行い、文化財の活用のためのバリアフリー化の充実に努める。

◆ 事例集の作成

事例集を作成して関係機関等へ周知を行い、文化財の活用のためのバリアフリー化の推進を図る。

重要文化財　旧下関英国領事館

重要文化財　岩手銀行旧本店本館

特別史跡　五稜郭跡

36．全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進

○主要鉄道駅からバリアフリー化された歩行空間で到達可能な生活関連施設の割合は、約半数の駅で到達率が30％以下と低い
○ 全国の主要な鉄道駅や観光地周辺のバリアフリー化の状況を公表するとともに、地方公共団体の積極的なバリアフリー化の取組を支援
○ 生活関連経路を構成する道路を中心に、バリアフリー対応型信号機等を整備

【全国の主要な駅周辺の到達率】

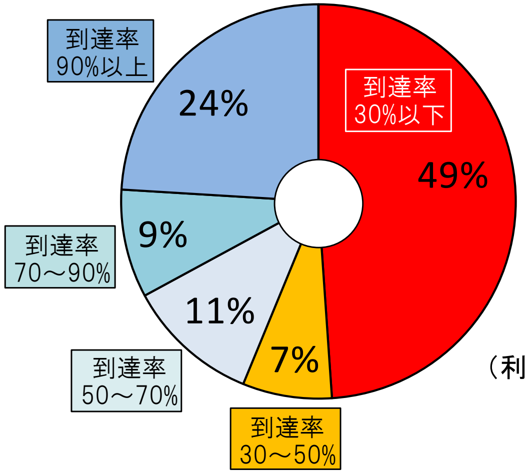

・バリアフリー化された歩行空間で到達可能な生活関連施設（主要鉄道駅から半径500mの範囲）の割合は平均42％、約半数の駅は到達率30％以下

（利用者数3,000人以上の駅　2,861駅）

出典）国土交通省道路局調べ

【到達率の考え方（秋葉原駅周辺の例）】

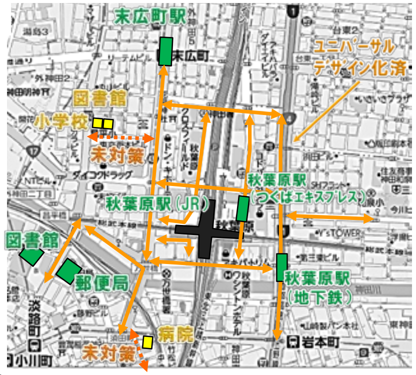

・例えば秋葉原駅では8施設のうち、5施設がバリアフリー化された歩行空間で到達可能（5／8＝63％）

（秋葉原駅から500mの範囲）

到達可能な施設

バリアフリー化されていない経路がある施設

【バリアフリー化のイメージ】

37．バリアフリー基本構想の策定促進

○平成28年9月に「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」を改訂し、具体的な計画策定過程（庁内の検討体制を含む）や取組内容の好事例について充実を図ったところ。
○本ガイドブックの周知・活用により、市町村における計画策定を促進するとともに、基本構想制度のあり方について、更なる課題の抽出および改善等の検討を行う。

バリアフリー基本構想

重点整備地区※において、公共交通機関・建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する構想。

※ 旅客施設を中心とした地区、高齢者・障害のある人などが利用する施設が集まった地区

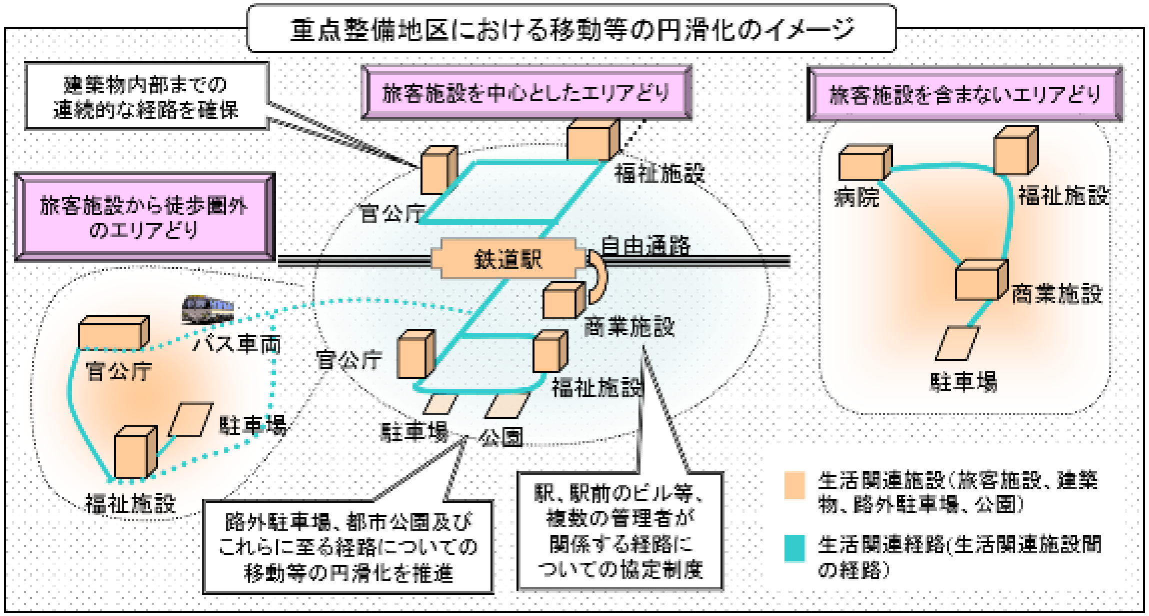

ガイドブックの改訂

取組事例や計画作成事例を多く示すなど、分かりやすさに配慮したガイドブックに改訂。

○パーキング・パーミット制度は、障害のある人等用駐車スペースを必要とする対象者を明確化し、地方公共団体内共通の利用証を交付することにより駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的としている。
○本制度について、導入が進んでいない自治体の課題や他国の実態を把握し、導入促進方策の検討を行う検討会を立ち上げる。

制度の導入の背景

障害のない人が身障者用駐車場に車を停めているため、そのスペースに駐車できずに困っている

障害のある人たちのために駐車スペースを確保しておくための統一ルールが欲しい

困っている人たちをみんなが支え合って、誰もが安心して暮らせるまちづくりが必要

利用証交付と施設管理者の協力により本当に必要な人がいつでも気軽に利用できるように

パーキングパーミット制度

39. 鉄道における車椅子利用環境の改善

①車椅子利用時の待ち時間や、多数の車椅子利用者が集中して鉄道車両に乗車しようとする際の対応

現状・課題

【車椅子利用時の待ち時間の短縮】

○一部の鉄道事業者では、乗車駅・降車駅・乗継駅における介助要員を手配するため、駅への事前連絡を求めている。
○事前連絡がなかった場合、介助要員の手配が完了するまで時間を要することがあるため、一定時間待たないと乗車できない等車椅子利用者の利便に支障が生じている可能性がある。

【多数の車椅子利用者が集中して鉄道車両に乗車する際の対応】

○鉄道事業者では、イベント開催時などで車椅子利用者の集中が予想される場合には、介助要員を予め多数手配して対応。
○多数の車椅子利用者が集中して鉄道車両に乗車することが予想されるオリンピック・パラリンピック開催時における車椅子利用者の需要に照らし、鉄道事業者の対応が全体として十分か検討が必要。

障害者団体や鉄道事業者等、関係者の意見を調整するための検討会を本年度中に立ち上げ、検討を進める。

40．鉄道における車椅子利用環境の改善

②ハンドル形電動車椅子の鉄道車両等への乗車要件等の見直し

現状・課題

○ハンドル形電動車椅子については、基本的に屋外利用を想定し、公共交通機関の利用に適した設計となっておらず、また、運転操作に起因する事故も発生している状況にあり、鉄道事業者は安全性を懸念。
○ハンドル形電動車椅子を利用した鉄道車両等への乗車は下記の要件を満たした場合にのみ可能となっている。
・介護保険等の公的な制度によって真に利用が必要であることが確認されていること
・車椅子の寸法、回転半径等、構造に関する一定の要件（構造要件）を満たしていること
○構造要件の確認については（一社）日本福祉用具評価センターが実施しており、同センターが発行するステッカーを車椅子に貼付することにより乗車可能となる。
○デッキ付き車両については、利用可能な車両が限定される。
○しかし、障害者団体からは、アメリカ等海外ではハンドル型電動車椅子と他の車椅子を区別しておらず、要件の見直しを要望されている。
○2020年東京大会ではハンドル形電動車椅子を含む多くの車椅子利用者が我が国を訪れることが見込まれる。

ハンドル形電動車椅子の出荷台数

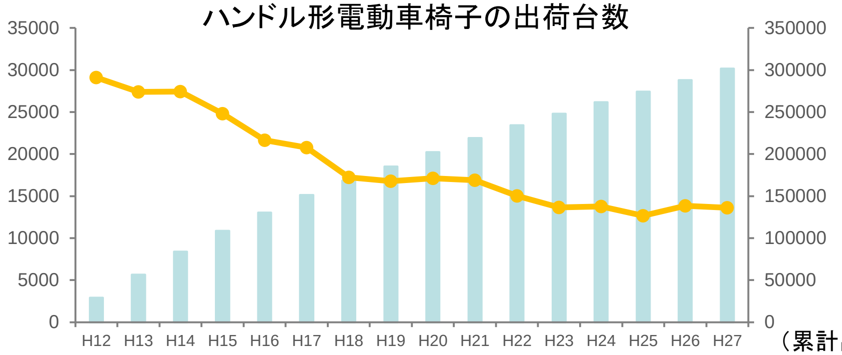

※電動車いす安全普及協会調べ
※三輪形・四輪形の合計値

ハンドル形電動車椅子（例）

セニアカー（スズキ）

（一社）日本福祉用具評価センター発行ステッカー

ハンドル形電動車椅子の鉄道車両等への乗車要件の見直しを検討する検討会を昨年１１月に設置。本年度末を目処に結論を得る。

41．駅ホームの安全性向上

○「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間とりまとめ（平成２８年１２月）を踏まえ、ホームドアや内方線付き点状ブロックの整備を加速させるとともに、視覚障害者に対する駅員等による誘導案内の実施、旅客による声かけや誘導案内の促進など、ハード・ソフト両面からの総合的な転落防止対策を推進する。

１．駅ホームにおける更なる安全性向上に向けた対策の考え方

- ハード面：ホームドアと内方線付き点状ブロックの整備を中心に転落防止対策を講じ、その整備の加速化を図る。
- ソフト面：駅員等による乗車・降車の誘導案内を中心に転落防止対策を講じる。
- フォローアップ：国土交通省において、検討会を活用して進捗管理を実施し、ハード・ソフト両面の取組状況を公表するとともに、好事例を水平展開する等、鉄道事業者の積極的な取組を促進していく。

２．主なハード対策

ホームドア：（引き続き10万人以上の駅を優先的に整備）

- 利用者10万人以上の駅：
  （ア）整備条件※を満たしている場合、原則として平成32年度までに整備。
  ※整備条件・・・車両の扉位置一定、ホーム幅を確保できる等
  （イ）整備条件を満たしていない場合、
  - 新しいタイプのホームドアにより対応する場合、概ね5年を目途に整備/整備着手。
  - 車両更新により対応する場合、更新後速やかに整備。
  - 車種等の混在が多く扉位置不揃いの解消が困難な場合等、ソフト対策を重点実施。
- 利用者10万人未満の駅：駅の状況等を勘案した上で、10万人以上と同程度に優先的な整備が必要と認められる場合に整備。
- 技術面、コスト面の課題に対応可能な新たなタイプのホームドアを「新型ホームドア導入検討の手引き」も活用し、積極的に普及促進。また、コスト低減等による一層の普及促進のため、国土交通省と鉄道事業者等による「新型ホームドアに関する技術ＷＧ（仮）」を設置。
  →交通政策基本計画（平成27年2月閣議決定）において、平成32年度に約800駅としている整備目標について、できる限りの前倒しを図る。
- 国は、鉄道事業者に対して必要な支援を行うとともに、地方公共団体に対して支援を求めることとし、引き続き、三位一体の取組により進めていく。

内方線付き点状ブロック：（10万人以上の駅は概ね整備済み）

- １万人以上の駅：平成30年度までに整備。
- 3千人以上の駅：可能な限り速やかに整備。

３．主なソフト対策

駅員等による対応の強化

- ホームドア未整備駅において、誘導案内の申し出のあった視覚障害のある人に対し、駅員等による誘導案内を実施、危険時に視覚障害のある人が明確に気づく声かけ。
- 駅員等の接遇能力向上に向けた教育の充実。

旅客による声かけ、誘導案内の促進等

- 視覚障害のある人に対する具体的な誘導案内の方法を盛り込むとともに、歩きスマホ等の迷惑行為を行わないよう呼びかける啓発を実施。

心のバリアフリーの理解促進等

- 「企業における汎用性のある研修プログラム」検討への協力、バリアフリー教室の内容の充実等。

駅における盲導犬訓練等への協力

４．その他の安全性向上に資する考え方

短期的に結論を得ることが難しいもの等であり、安全性向上等に資するものは検討を継続。

視覚障害者誘導用ブロックの敷設基準、明度・輝度・コントラストへの配慮、ボランティア活用の検討　等

旅客船ターミナルにおける連続的なバリアフリー化について

○陸上交通機関から旅客船へのシームレスな乗継ぎを可能とするため、全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対応状況を平成28年度中に点検し、未対応施設の特定をする。未対応施設については、点検結果を踏まえバリアフリー化を促進する。

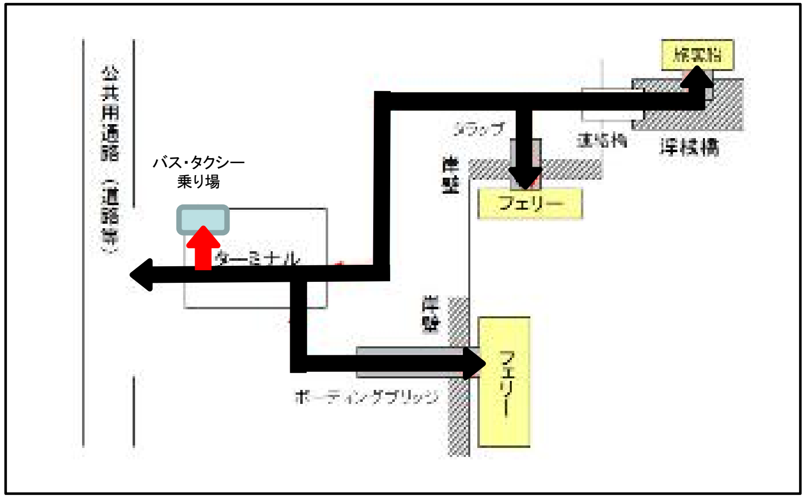

旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化の事例

ターミナル入口にスロープ・手摺等が無く、円滑な移動に支障がある状態

スロープ・手摺等が整備され、円滑な移動が可能である状態

浮桟橋整備前の係留施設

バリアフリーに配慮された浮桟橋

43．船旅メジャールート、旅客船のバリアフリー化の促進

旅客船における先進的なバリアフリー化について

○船旅メジャールート（東京の舟運や瀬戸内海航路等）における新造船の先進的なバリアフリー化の推進
→ 今後新造される旅客船について先進的なバリアフリー化を促すとともに、各地域においてもバリアフリー化を促し、その状況を踏まえ、旅客船を利用するための陸上交通機関からのバリアフリールートを利用者に情報発信する。

○旅客船全体のバリアフリー化の推進
→ 本年度中にバリアフリー優良事例を収集し周知する。

先進的なバリアフリー化の促進について（事例）

表示・案内に関するバリアフリー化（例）

・運航情報提供設備の複数化

・触知案内板の複数化

・事故時の臨時情報提供設備

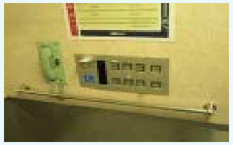

・エレベーター内の操作盤を点字表示化

旅客用設備の利用に関するバリアフリー化（例）

・オストメイトの設置
・バリアフリートイレの複数化

・バリアフリー客席と別甲板にある遊歩甲板へのバリアフリー化

・総合受付カウンターのバリアフリー化

・グレード毎のバリアフリー客室

・バリアフリー客室の呼出しボタン

44．航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進

①「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」の改訂

○「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」（空港のバリアフリーに関するガイドライン）とは、交通バリアフリー基準・ガイドラインをベースに、空港での運用条件を考慮して、すべての人にとって使いやすい空港旅客施設となるよう、空港関係者が具体的に施設計画を検討する際の参考となるものである。

○交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正内容に合わせて、「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」の改訂に向けた検討を行い、更なるバリアフリー化を促進する。

②「障害者差別解消法」に基づく対応方針（航空旅客ターミナル業）の策定

○航空旅客ターミナルにおいて、障害者差別解消法に基づく障害のある人への不当な差別の禁止等にかかわる対応方針を本年度中に策定する。

○策定後はターミナル事業者への対応指針の遵守及びターミナル内の他の事業者との連携を図るよう働きかけを行う。

●差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者 → 法的義務

●合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等 → 法的義務

民間事業者 → 努力義務

すでに策定済みの航空運送業に関する対応方針等を参考に、航空旅客ターミナル業についても対応方針を策定する。

45．パブリックタグの登録・設置推進

○パブリックタグとは、Wi-Fiやビーコン等の屋内測位に利用可能なデバイスであって、その位置情報が誰でも検索・取得・利用が可能な状態にあるもの。本年度中に標準仕様Ver.1.0を公開し、パブリックタグの登録・設置を推進。

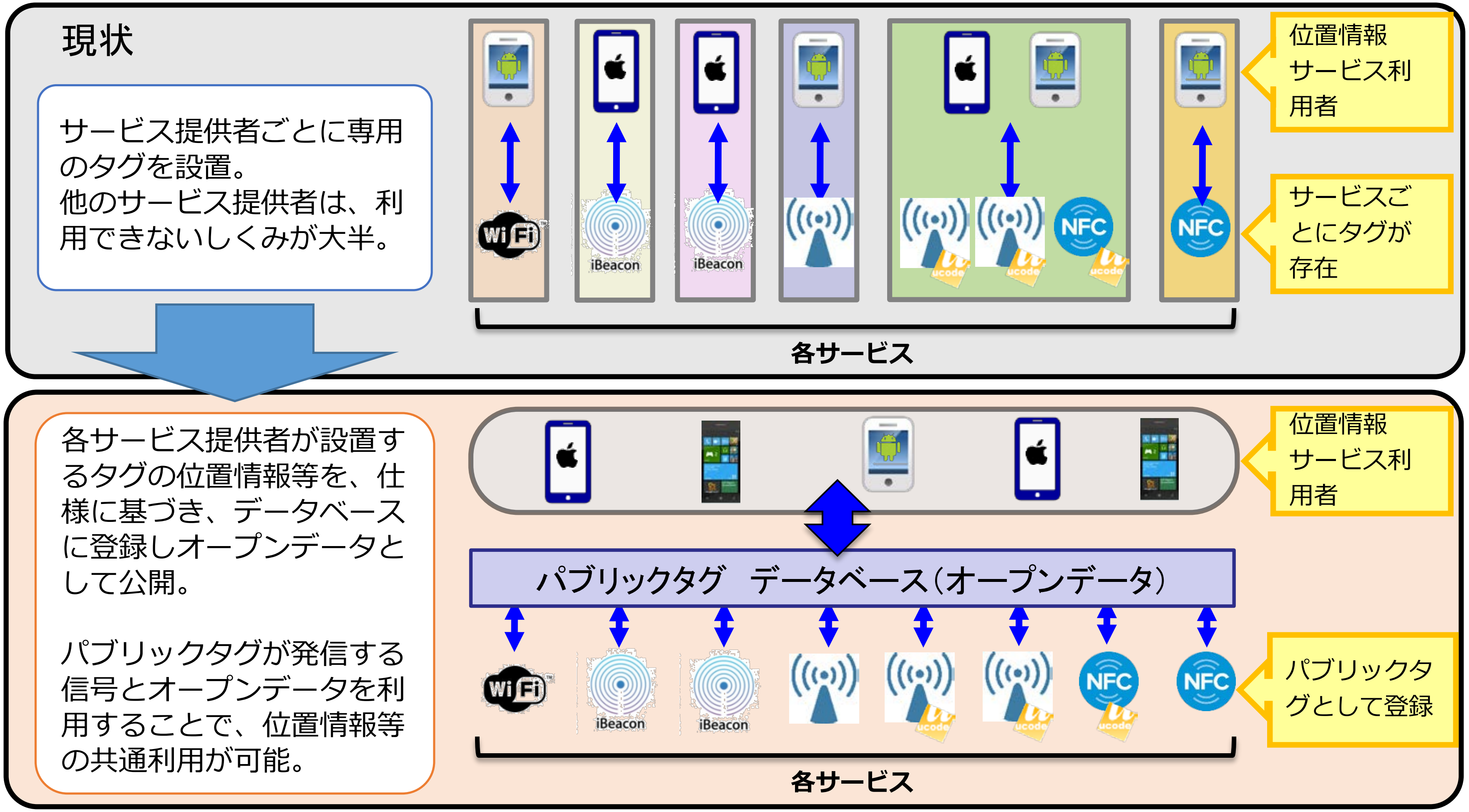

標準仕様に基づき登録し、オープンデータとして公開することで、複数の主体が設置したタグでも、共通に利用でき整合した位置情報が得られるため、シームレスなサービス提供が可能に

46．オープンデータ環境の整備

○ストレスフリー社会の実現に向けて、ICTを活用した歩行者移動支援に必要なバリアフリー情報等のデータをオープンデータとして公開することにより、民間事業者が多様なアプリが開発できる環境を整備。2020年（平成32年）に向けて競技会場周辺エリア等において面的にデータを収集し、オープンデータとして順次公開。

バリアフリー情報等の各種データを様々な主体が所有

交通事業者　地方公共団体　民間企業　NPO等

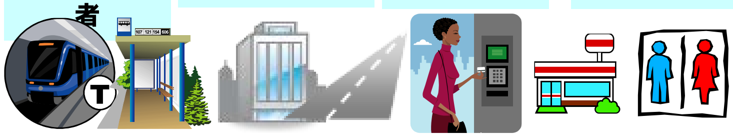

現状は、ICTを活用した歩行者移動支援に必要なバリアフリー情報等の各種データについて、各施設管理者が独自の様式で所有

各種データを収集し、オープンデータとして順次公開

公共施設・道路情報	公共交通情報	トイレ等情報	商業施設情報	基盤地図情報	歩行空間NWD
・歩道 ・公園 等	・駅の改札 ・通路、EV、階段 等	・公衆トイレ ・休憩室 等	・出入口 ・駐車場 等	・各地の電子基盤地図	・各地の歩行空間NWデータ

各種データを収集し、歩行者移動支援に活用できるデータとして、オープンデータサイト※において公開

※「歩行者移動支援に関するデータサイト」（H27.7に国交省HPに開設）や「G空間情報センター」（H28.11に運用開始）にて公開

民間事業者がデータを活用し、歩行者移動支援の多様なアプリを開発

企業　NPO　大学　個人　・・・

Aサービス　Bサービス　Cサービス　Dサービス　・・・

民間事業者がオープンデータを活用し、各者の創意工夫により、多様な歩行者移動支援サービス（アプリ）を開発

47．歩行者移動支援サービスの実証

○屋内電子地図等の空間情報インフラの整備を推進し、誰もがストレスを感じることなく、迷うことなく移動・活動できるストレスフリー社会の実現に向けて、実証実験等を通じ民間サービスの創出、サービスの基盤の全国的な整備・活用を促進する。

2020年（平成32年）時点に実現するサービスのイメージ

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会において、高精度測位技術を活用した多様なサービスが民間事業者により創出される。

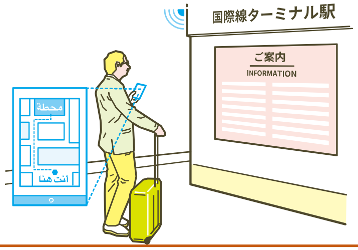

自分の現在位置、目的地までの経路などの情報が詳細に手に入る

初めて訪れる国や都市で不慣れな交通機関を利用しなければ行けない場合でも、自分の現在位置から目的地までの経路を詳細かつ正確にナビゲートできる。

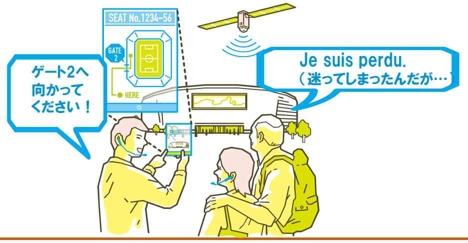

広くてわかりづらい観客席へのご案内も正確かつスムーズに

ナビゲート用デバイスを所持したボランティアスタッフにより、会場内外のスムーズな案内を実現。多言語翻訳システムと組み合わせることで、世界中から訪れる人々にストレスフリーな大会観戦を提供する。

「パブリックタグ」の登録推進、オープンデータ環境整備と連携することにより、屋内外シームレスに移動支援を可能にする環境整備を推進

- 屋内外電子地図
- 測位環境（GPS、準天頂衛星、Wi-Fi、ビーコン等）
- バリアフリー情報（歩行者移動ネットワーク、障害者用トイレ等のデータ）

携帯端末向けアプリケーション

車いす使用者や視覚障害者向けの移動支援サービスを実証

・・・適宜、移動支援情報を提供

空港 → 主要結節点 → 会場最寄駅 → 競技会場

（例）平成28年度実証エリア	成田空港	東京駅周辺、新宿駅周辺	日産スタジアム（横浜国際総合競技場）

48．都市サービスの高度化（IoTおもてなしクラウドを活用したサービス連携）

概 要

○IoT時代の技術進歩の成果を踏まえ、スムーズな移動、観光、買い物等の実現に向け、スマートフォン、交通系ＩＣカードやデジタルサイネージ等と、共通クラウド基盤を活用した多様なサービス連携(個人の属性に応じた情報提供や支払手続の簡略化等)を可能とするため、複数地域で実証を実施。

目 標

○2020年（平成32年）に向けて、個人の属性に応じた行動支援のための仕組みを確立する。

サービスイメージ(例)

1） 災害時等緊急時において、災害情報、避難所情報、交通情報、避難経路等をデジタルサイネージとスマートフォン等を連携させて安全に誘導。
2） ホテル等宿泊施設のチェックイン、パスポートのPDF化、公共競技場や美術館･博物館等の入退室管理
3） 主要観光地やショッピングモール等におけるデジタルサイネージで利用者の属性(言葉等)に応じた情報提供、ショップ、レストラン等で多言語等表示、買い物可能等。
（ 自国語での言語表示、障がいに応じたバリアフリーマップの提供、ハラル情報等が表示され安心して食事等）

49．車椅子利用者等のためのバリアフリールートや所要時間を提供する乗換検索システムの実現

○移動計画段階において目的地への到着時刻が予見できるよう、車椅子利用者等のためのバリアフリールート・乗換検索システムの実現を目指し、有識者、障害当事者、関係交通事業者等を委員とする検討会を速やかに設置し、本年度末までに対応方針を取りまとめる。

＜らくらくおでかけネット（交通エコモ財団）＞

車椅子で移動しやすい経路の検索や駅構内における
車椅子で移動可能な経路を提供

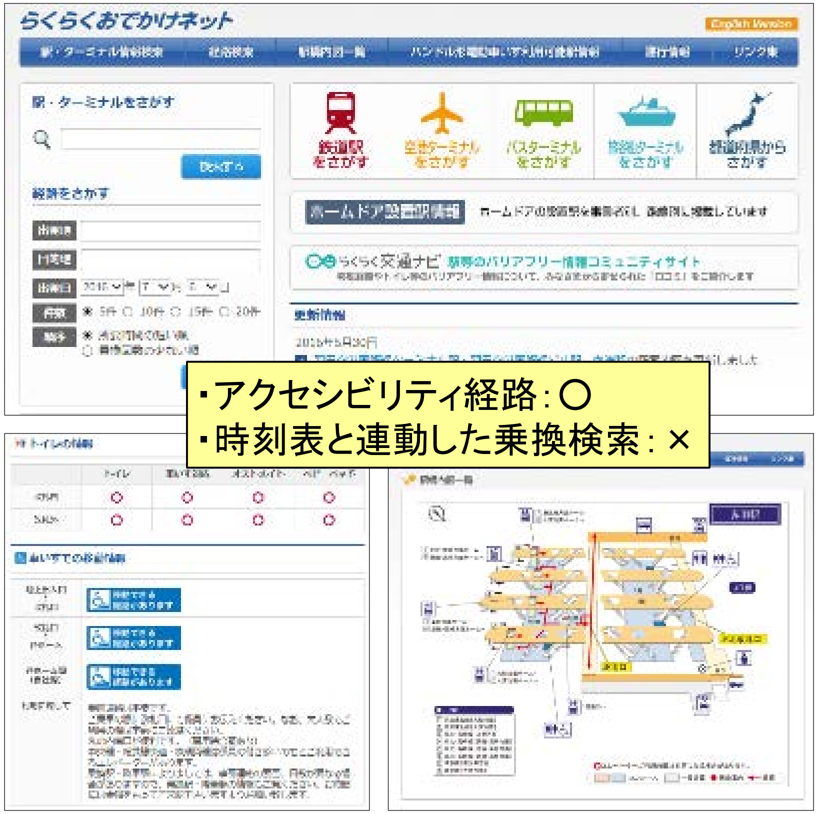

・アクセシビリティ経路：○
・時刻表と連動した乗換検索：×

出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団　らくらくおでかけネット

＜一般的な乗換検索サービスの例＞

一般的に健常者の移動を前提とした
経路や所要時間の検索サービスを提供

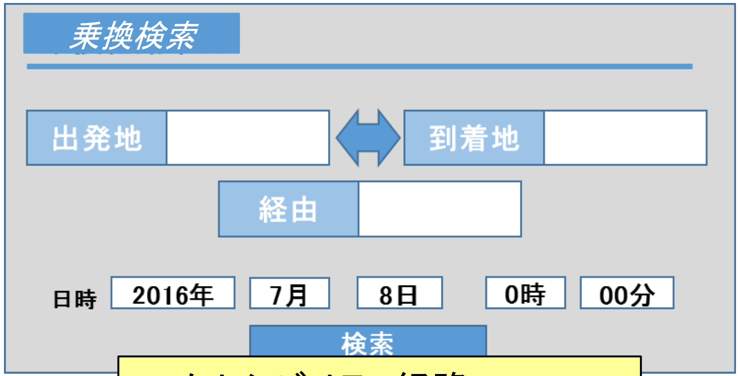

・アクセシビリティ経路：×
・時刻表と連動した乗換検索：○

※一部、限定的にサービスを提供している例もある

アクセシビリティに配慮したより分かりやすい
経路や乗換検索が可能なシステムの実現を目指す

50．走行位置案内を行うスマートフォンアプリの導入実現

○視覚障害のある人、聴覚障害のある人向けに、音声や文字情報（多言語）による鉄道車両内での走行位置案内を行うスマートフォンアプリの導入実現に向けて、本年度末までに適用可能な技術の調査を実施し、早期の実現を目指す。

■既存の車内案内情報の課題

	車内案内表示	車内アナウンス
聴覚障害のある人	混雑で見えないことがある	利用困難
視覚障害のある人	利用困難	音声が小さい、雑音で聞き取れないことがある

このような状況が重なると、現在自分がどの駅間にいるのかが把握できず、いつ降車すれば良いのか分からない場合がある。

スマートフォンを活用したアプリの導入により、確実な案内を提供することが想定できる。

（イメージ）

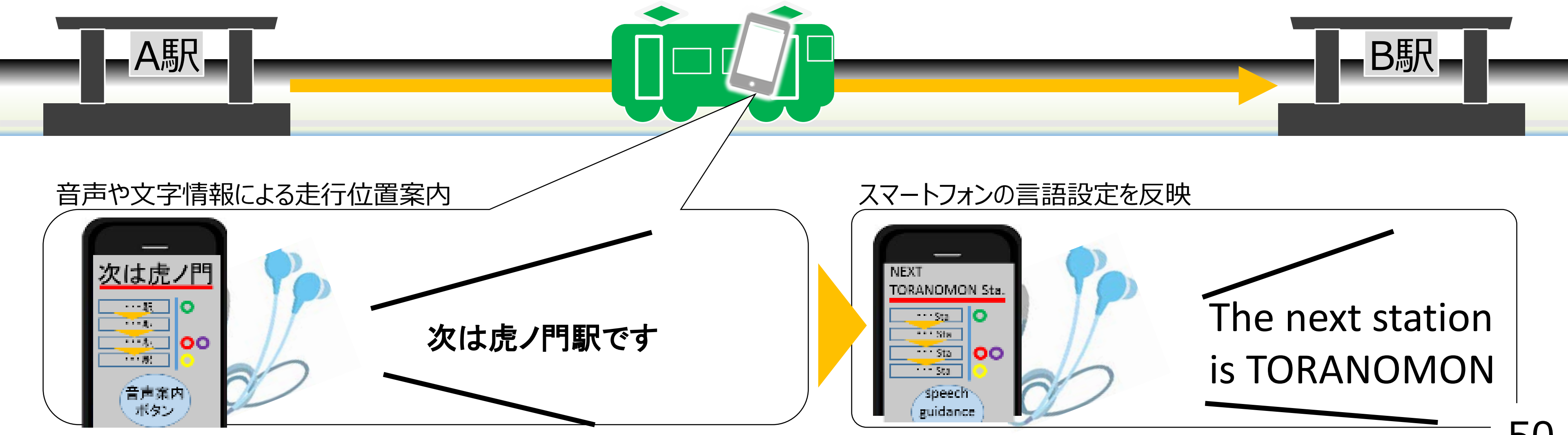

51．トイレの利用のマナー改善に向けた取組の推進

○多機能トイレをはじめとするトイレの利用に係るマナー改善に向けたキャンペーンなどを実施し、多様な利用者がそれぞれのニーズに応じたトイレを円滑に利用できるような環境の整備を図る。

公共トイレの利用に関するマナー啓発の必要性

交通施設や公共建築物を中心として多様な利用者に配慮したトイレの整備が進む

多機能トイレ

子ども連れ配慮
簡易多機能トイレ

キッズトイレ

多様な利用者がそれぞれのニーズに応じたトイレを円滑に利用できず困っているケースがある。

キャンペーンなどの実施

トイレの利用マナー改善に関する
ポスターの掲示など

国民の理解増進を図るため
「バリアフリー教室」の実施など